

(身体障害者手帳1級〜4級が療育手帳A)の方 ※①②の同居(予定も含む)の親族の方でも可 因▽対象工事Ⅱ高齢者や障害者に配慮した住宅の新築、専用居室や利用に適した浴室・トイレなどを増築・改築・改造する工事、玄関から道路までの通路などのバリアフリー化工事、これらの工事に伴う用地取得 ※修繕目



的の工事と融資予定通知前に着工した場合是对象外 ▽融資額Ⅱ30万円〜400万円 ▽融資利率Ⅱ年3・9%(うち保証料率2%)か年3・25%(うち保証料率1・35%)※どちらも固定金利。取扱金融機関により異なる ▽融資期間Ⅱ10年以内 ▽返還方法Ⅱ元利均等月賦償還 ※連帯保証人が1人必要 ※予算が無くなり次第終了 因住民票、所得証明書、土地・建物の登記簿、工事見積書、図面など 申直接、福祉政策課、各総合支所市民生活課へ必要書類の提出を。 因福祉政策課(☎231-1723)、各総合支所市民生活課

後期高齢者医療健康診査の受診を

健康確認の機会として、受診しましょう。



平成25年12月31日までに後期高齢者医療制度の被保険者となった方(受診券を送付済み)

因3月31日(月)まで 因▽健診項目Ⅱ問診、診察、血液検査(貧血検査含む)、尿検査 ▽受診機関Ⅱ市内の各医療機関(受診券と一緒に一覧表を送付済み) ▽受診券を紛失した場合Ⅱ被保険者証を持参して、保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所にて受診券の再交付申請を。▽結果Ⅱ以下のいずれかの方法で通知 ①受診された健診機関から郵送 ②受診された健診機関で結果を説明

因500円 因健康診査受診券(青色の紙)、質問票(質問が記載してある紙)、後期高齢者医療被保険者証 因保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

歯の無料健康診断を

市内の歯科医師会加入の医院で無料健康診断を行います。この機会に受診しませんか。



因国民健康保険加入者 因2月17日〜22日 因国民健康保険証 因保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課



相談

弁護士無料法律相談

●菊川総合支所Ⅱ回2月21日(金)午後1時〜4時 因6人(先着順)

因2月3日〜21日に電話で菊川総合支所(☎287-4009)へ。

●市民相談所Ⅱ回毎週月・木曜日 因12人(先着順)※職員による一般相談も平日(午前8時30分〜午後4時30分)に実施



「ヤングテレホン下関」相談窓口の利用を

青年の友人・家族・異性関係、健康や性、不登校、いじめ、ひきこもりなどの悩みを電話、Eメール、面接で相談に応じています。因悩みを持つ青少年、その保護者など 因平日の午前8時30分〜午後4時30分

▽相談電話Ⅱ☎231-7838(面談は要予約) ▽✉kisoudan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp 因生涯学習課(☎231-7968)

行政書士による無料相談会

因2月7日(金)午前9時15分〜午後2時45分 因ドリムシップ 因相続、遺言、法人設立、許認可成年後見に関することなど ※予約不要

市民相談所弁護士無料法律相談の受付方法が変わります!!

平成26年4月3日分の市民相談所弁護士無料法律相談より、相談予約ができるようになります。相談予約は、相談日(毎週月・木曜日)の1週間前から可能です。



因3月27日(木)から、直接か電話で市民相談所へ。 因市民相談所(☎231-3730)



お知らせ

ハートピア共済に加入しませんか

月々わずかな掛け金で、死亡、障害、入院、住宅災害などを保障し、結婚、出産、銀婚、小・中・高校入学祝い金も給付します。

因県内の中小企業の勤労者で契約発効日の前日に健康な方 因▽掛け金(月掛) ▽1型Ⅱ450円 ▽2型Ⅱ900円 ▽3型Ⅱ1500円 ▽4型Ⅱ2000円 ▽高齢者型Ⅱ450円 ▽ファミリー型Ⅱ500円

▽年齢Ⅱ満15歳〜満71歳(子どもは0歳〜満25歳未満) 因山口県勤労福祉共済会下関市駐在(☎233-0810)へ。 因産業立地・就業支援課 (☎231-1310)

2月の総合(心配ごと)相談



因下表の通り

▷社会福祉協議会=午前10時〜午後3時
▷社協各支所=午前10時〜正午
※社協豊浦支所の行政相談は午前9時30分〜11時30分

- 因①社会福祉協議会(☎232-2003)
②社協菊川支所(☎287-4480)
③社協豊田支所(☎766-3356)
④社協豊浦支所(☎774-1122)
⑤社協豊北支所(☎782-1799)

日	場所/相談員	問
5	社会福祉センター/因・人・行	①
6	彦島公民館/因・人	
13	長府公民館/因・人・行 川中公民館分館/因・人・行	
19	社会福祉センター/因・人・行・社	
20	安岡公民館/因・人	
27	小月公民館/因・人 勝山公民館/因・人・行	②
10	きくがわ総合相談センター/因・司・行	
28	社協豊田支所/因・行	
8	社協豊浦支所/因	
18	川棚公民館/因	
18	社協豊浦支所/行	④
20	豊北保健福祉センター/因・司・行	
		⑤

因…民生児童委員 人…人権擁護委員
行…行政相談委員 ※法務局職員も来所
司…司法書士 社…社会保険労務士
因…臨床心理士

マークの見方

因…対象 回…日時 因…期間 所…場所 因…内容 因…講師 因…定員
因…参加費など 因…持参する物 因…申込方法 因…共通事項 因…問合せ先

平成26年度

下関市高等技能訓練促進費

対象者のうち要件に該当する方は、高等技能訓練促進費の支給を受けられる場合があります。平成26年度の手続きは、第1回目の申請期限を4月10日とし、それに先立ち2月末より事前面談(要予約)を開始する予定です。申請を検討中の方、詳細を知りたい方は、まず電話で担当者に相談してください。

市内在住の母子家庭の母か父子家庭の父で、看護師、理学療法士など就職に有利な資格の取得を目指して現在修業しているか、平成26年度に修業予定の方

各総合支所市民生活課
 ▼菊川(☎287-4003)
 ▼豊田(☎766-2180)
 ▼豊浦(☎772-4023)
 ▼豊北(☎782-1922)



国民健康保険料は必ず納期限までに

皆さんが病院などで診療を受けた時の医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な

事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。納付が困難な場合、早めに窓口へ相談を。

国民年金課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課

国民年金保険料のお得な2年前納が始まります

国民年金保険料の口座振替での前納は、1年前納(4月〜翌年3月)、6



1カ月前納(4月〜9月分、10月〜翌年3月分)、早割(納付期限よりも1カ月前納)があります。平成26年度分から新たに2年度分(4月〜翌年3月分)を納める2年前納が利用できるようになります。平成26年度以降の口座振替の利率や振替区分の変更は、2月28日(金)までに下関年金事務所か口座をお持ちの金融機関・郵便局へ申し込みください。前納の口座振替日は4月30日(水)です。

▼割引額(平成25年度の金額。平成26年度の割引額は多少変更予定)：1年分口座振替での前納 3780円、1年分現金での前納 3200円、6カ月分口座振替での前納 1030円、6カ月分現金での前納 730円、早割 毎月

50円、2年前納 2年間で1万4000円程度の予定。※早割と2年前納は口座振替のみ可
 国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)、下関年金事務所(☎238-0071)、保険年金課(☎231-1931)

国民健康保険のための所得などの申告を

平成26年度の国民健康保険料の算定・資格の確認をするため、平成25年中の所得などの申告を行ってください。国保の申告が必要と思われる世帯には2月上旬に申告書を送付します。※申告書が届かない世帯も、今年、所得税の確定申告や市・県民税の申告をしない場合は国保の申告をお願いします

2月17日〜3月14日 国保年金課、各総合支所、本庁の各支所
 国民年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

後期高齢者医療における所得の申告を

平成26年度の後期高齢者医療保険料算定等に当たって、後期高齢者医療制度の被保険者やその世帯の方のうち、平成25年中の収入に対する確定申告や市・県民税の申告が不要の方は、後期高齢者医療制度での所得の申告が必要です。対象となる方には、2月中旬に所



得の申告に関する案内を郵送しますので、同封の簡易申告書を作成し、提出してください。※案内が届かない方でも、今年は所得税の確定申告や市・県民税の申告をしない場合、後期高齢者医療における所得の申告が必要となりますので、問い合わせてください
 3月31日(月)までに、保険年金課、各総合支所、本庁の各支所へ。国民年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

「ねんきんネット」情報が市役所窓口で確認できるようになります

「ねんきんネット」は自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。利用するには年金機構のホームページかねんきんネット申込書で利用者登録を行う必要があります。

2月から、インターネットの利用が難しい方のため、市役所窓口でもねんきんネットサービスを開始します。※総合支所を含む各支所の窓口では確認できません
 確認できること=公的年金制度の加入記録(共済組合加入期間を除く)、国民年金保険料の納付状況、年金の見込額など
 必要なもの=本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)、基礎年金番号か、照会番号がわかるもの(年金手帳やねんきん定期便など)、代理人の場合は委任状
 国民年金課(☎231-1931)

後期高齢者医療の入院時食事代等減額制度の申請を

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が安くなる制度があります。申請月以前の入院や申請月内でもすでに退院された場合には適用されませんので事前に申請を。
 適用期間 申請月の1日〜平成26年7月31日
 後期高齢者

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある、昭和24年3月1日以前に生まれ、日常生活に介護が必要なためサービスを希望する方
 介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 介護保険課(☎231-1384)

高齢者等住宅資金融資

市内に住所があり、金融機関の審査基準を満たす①か②に該当する方
 ①60歳以上の方 ②障害者